

学会名称及び学会規約の変更について

日本マス・コミュニケーション学会第37期理事会

提案事項：

1. 本学会の日本語名称を、現行の「日本マス・コミュニケーション学会」から「日本メディア学会」に変更する。

(変更理由)

- ① 2020年1～2月に実施したパブリックコメント（回答総数108）において、81%の会員が学会名称の変更賛成（反対は、13%）。また、回答者の41%が新名称案として「日本メディア学会」を推していた（次の「日本メディア・コミュニケーション学会」は28%）。したがって、会員の圧倒的多数が名称変更賛成し、最も多くの回答者が「日本メディア学会」を押していたという会員の要望に最も近いかたちで学会名称を変更するのが望ましいと判断した。
 - ② 今日、インターネットのグローバルな拡大に導かれ、従来のマスメディアだけでなく、双方向性をもった様々なソーシャルメディアやモバイルメディアが我々の生活環境を覆い、甚大な影響を及ぼしている。このような新しいメディア状況の中でジャーナリズムやコミュニケーション、様々なメディア文化や政治、社会的公正の問題を考えることは、本学会の基本的使命である。
 - ③ 日本語の特性から、日本語名称は短く絞り込んだ名称のほうが広い範囲をカバーできる（参考資料2）。本学会は、日本学術会議社会学系コンソーシアムの中でも会員数の多い学会であり、包括的な学会を目指すべき立場にある。対象を細分化して並べるほど、逆に零れ落ちてしまうものが出てきかねない。むしろ包括的活動を目指すために、「メディア」にそうした幅広い意味を持たせたい。春のオンライン懇談会でも、「他学会から見たときに、〇〇メディア学会ではなく、メディア学会を名乗るのは本学会だという期待がある」等の意見が複数出ていた。
 - ④ 会員による研究発表のテーマは変化してきており、2010～18年度の大会研究発表申請（257件）のうち、タイトルに「マス・コミュニケーション」（「マスコミ」を含む）を含むものは2件、「マスメディア」が9件、「コミュニケーション」が7件、「情報」が12件、「ジャーナリズム」が12件なのに対し、「メディア」は60件に上る。大学における教育研究組織やメディア産業も、広く「メディア」に関わるものが増大してきた。こうした需要の変化は、必ずしも学問的価値を示すものではないが、若手会員の拡大を考えるときに意識しておくべき点である。
2. 本学会の英語名称を、現行の「Japan Society for Studies in Journalism and Mass Communication (JSSJMC)」から、「Japanese Association for Media, Journalism and Communication Studies (JAMS)」に変更する。

(変更理由)

- ① 2020新英語名称については、Media、Communication、Journalismの3語を入れるか、Media Studiesに絞るかを検討した。パブコメ回答をこの点で集計すると、Media Studiesだけに絞ら

ず2語以上を入れる案は22%、Media Studies に絞り込む案は21%で拮抗している。プロジェクトチームでは、英語名称では関連分野が具体的に示されるほうが望ましいと考え、Media Studies、Journalism Studies、Communication Studies を並列させることにした。

- ② アクロニムに関しては、簡単で呼びやすくなければ意味がないので、Media に Journalism や Communication も含意されているという考え方から JAMS という簡略化されたものにした。

3. 上記の学会名称変更と同じ方針で、学会規約を下記のように改正する。

現行：

第1条 本学会は日本マス・コミュニケーション学会（The Japan Society for Studies in Journalism and Mass Communication）という。

第3条 本学会は新聞・放送・映画・雑誌等ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーションに関する研究、調査ならびにその研究者相互の協力を促進し併せて外国の学会との連絡を図り、以て我が国文化の向上に貢献することを目的とする。

第4条 本学会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

1. ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーションの学術的研究調査
2. 研究者の連絡および協力促進
3. 研究会および講演会の開催
4. 機関誌その他の図書 の刊行
5. 外国の学会との連絡および協力
6. ジャーナリズム教育の普及・助成
7. 前6項のほか理事会あるいは総会において適当と認めた事業

第6条 正会員はジャーナリズムおよびマス・コミュニケーションの学術的研究調査に従事し、またはそれに関心を持つ者で、正会員が推薦し、理事会が承認した者とする。

第7条 準会員はジャーナリズムおよびマス・コミュニケーションの研究調査に関心を持つ学生で所定の手続を経て、理事会が承認した者とする。

改正後：

第1条 本学会は日本メディア学会 (Japanese Association for Media, Journalism and Communication Studies, 略称は JAMS) という。

第3条 本学会はメディア（新聞・放送・映画・出版・インターネット等）、ジャーナリズム、コミュニケーション等に関する研究、調査ならびにその研究者や実務家相互の協力を促進する。併せて国内外の諸学会や市民活動との連携を図り、日本および世界の文化と学術の向上に貢献することを目的とする。

第 4 条 本学会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

1. メディア、ジャーナリズム、およびコミュニケーション等の学術的研究調査
2. 研究者および実務家との連携と協力の促進
3. 研究会および講演会の開催
4. 機関誌その他の図書の刊行、インターネットでの情報発信
5. 国内外の学会および市民活動との連携
6. ジャーナリズム教育およびメディア・リテラシー教育の促進
7. 前 6 項のほか理事会あるいは総会において相当と認めた事業

第 6 条 正会員はメディア、ジャーナリズム、およびコミュニケーション等の学術的研究調査に従事し、またはそれに関心を持つ者で、正会員が推薦し、理事会が承認した者とする。

第 7 条 準会員はメディア、ジャーナリズム、およびコミュニケーション等の研究調査に関心を持つ学生で所定の手続を経て、理事会が承認した者とする。

(改正理由)

- ① 本学会の研究活動は、すでに「新聞・放送・映画・雑誌等ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション」から、インターネットを基盤とする多様なメディア環境に広がっている。
- ② 本学会の特長は、いわゆるアカデミズムの中の研究者だけでなく、実務家や社会活動家との連携や協力を重要な部分をして含んでいる。様々な分野の実務家や市民活動との連携をこれまで以上に積極的に進めていかなければならない。
- ③ 現行の規約では、グローバル社会の中での連帯や協力の重要性が十分に強調されていない。学会の将来を見据え、国際的な対話や連帯を学会の重要な柱として強調しておくべきである。
- ④ 本学会は、新しいインターネット環境の下での積極的な情報発信やジャーナリズム教育のみならず様々なメディア・リテラシー教育の充実にも努力していかなければならない。